

平成18年11月 6日

龍ヶ崎市長 串 田 武 久 殿

龍ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会
会 長 古 井 恒

家庭系ごみ有料化に係る基本方針について（答申）

平成18年2月16日付け龍環第99号で諮問のあった龍ヶ崎市の家庭系ごみ有料化に係る基本方針である「循環型社会の形成に向けて 家庭系ごみ有料化によるごみ減量の推進 」に対して、以下のとおり答申する。

記

はじめに、龍ヶ崎市における廃棄物行政を概観すると、平成3年の資源物回収を皮切りに、オフィス町内会の発足、サンデーリサイクル事業、事業系廃棄物収集運搬制度の改正、指定ごみ袋制度の導入、粗大ごみの有料化、エコショップ制度の創設など、家庭系及び事業系双方にわたり現状において実施可能な一般廃棄物の減量及びリサイクル施策を市民と行政が協力・協働して鋭意推進してきたところである。

この間の家庭系一般廃棄物の排出状況について、人口変動による影響を受けない市民1人1日当たり排出量でみると、平成17年度の排出量706グラムは10年前に比べ106グラム、17%以上の伸びを示している。時系列変化に着目すると、890グラム前後で推移していた排出量は、平成7年度に減少に転じ、平成8年度から平成11年度は600グラム前後で推移するなど低い排出レベルにあった。しかし、平成11年度に排出量は増加に転じ、以降増加基調にある。

こうした施策効果と家庭系一般廃棄物排出状況の関係を考察すると、平成7年度から平成11年度にかけては、リサイクル事業普及による受け皿が整備される中、旧清掃工場の老朽化問題等の顕在化に伴う市民のごみ適正処理に関する危機感の高まりとともに大きなごみ減量効果が得られ、平成12年度以降は新清掃工場の完成を境に危機感が薄れ、減量効果も減衰していったものと推察される。市民のごみ問題への関心の度合い、意識の変化が、ごみ排出量の変化に大きく影響しているものと伺われるところである。

いずれにせよ、適正かつ安定的なごみ処理体制を維持するためには、最終処分場の

延命化及びごみ焼却施設等への負担軽減が重要な視点であり、ごみ減量化が必要である。また、ごみ減量化は、現有施設の延命化・負担軽減によるコスト削減効果をはじめ、ごみ排出レベル低下による将来の施設整備規模の縮小を通じた長期にわたるコスト削減にもつながるものである。そのため、一般廃棄物の大半を占める家庭系廃棄物の排出抑制・減量化施策の推進は、特に重要である。

日常生活から発生する家庭系廃棄物の排出抑制・減量化のためには、前述のとおり市民一人ひとりのごみ問題への関心を高め、意識改革を促進する施策の推進が不可欠であるが、従来の規制的手法や奨励的手法による効果は限定的であることから、より大きな効果が期待される新たな施策の導入が検討されたところである。

ところで、家庭系ごみ有料化施策とは、排出量に応じてごみ処理手数料を徴収することを契機に市民のごみ問題への関心を喚起し、ごみになりにくい製品の選択や分別の徹底など、市民一人ひとりのごみ減量行動を促進して、ごみ減量化及び資源化率の向上を目指す新たな施策である。これとともに、排出者責任の観点から、ごみ排出量に応じた負担の仕組みを構築し、負担の公平性を確保するための施策である。

龍ヶ崎市では、従来の施策と比べより強力に意識改革を促進できる取組として、この経済的インセンティブを活用した有料化施策の効果に着目し、基本方針にとりまとめたうえで本審議会に諮問されたものである。

諮問を受けた本審議会では、家庭系ごみ有料化に伴うごみ排出量の変化の先進事例を参考とするとともに、ごみ処理費用の負担のあり方、導入に伴う課題と対応策等について様々な観点から審議を重ねた。また、有料化導入の先進地（東京都武蔵野市）への視察を実施した。その結果、家庭系ごみ有料化施策は、ごみ減量化及び資源化率の向上のための有効な施策の一つであり、また、負担の公平性の確保に資する施策であると認識したところである。

家庭系ごみ有料化施策の導入によって、ごみ減量化及び資源化率の向上に最大限の効果を発揮するためには、市民に対する意識啓発をはじめとする様々な対策を講じ、市民の理解と協力を得ることが不可欠である。また、経済的負担を伴う新たな施策であるため、政策的な配慮等も必要と思慮するところである。そこで、家庭系ごみ有料化施策の推進に際して配慮を求める事項については1から6に、家庭系ごみ有料化施策との相乗効果が期待される他の施策の推進に関する事項及び各委員の意見については付帯的な事項として7に、それぞれ掲げるものである。

今後の施策展開においては、家庭系ごみ有料化施策は、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指した取組の一つに位置付けられるものであることを常に念頭に置き、さらに、本答申の趣旨を十分に認識したうえで、市民とともにごみ減量化及びリサイクル推進による資源化率の向上に邁進されることを切に望むものである。

1 市民の理解と協力

家庭系ごみ有料化の導入によって大きなごみ減量効果及びより一層のリサイクルを推進し、資源化率の向上を図るためには、市民の理解と協力が不可欠である。特に、市民に新たな負担を求めるものであることから、その背景、目的及び効果とともに、具体的な分別、資源化方法等について周知することが重要である。さらに、ごみの適正排出及び適正処理を促進するためには、排出者責任及び市民と行政の役割分担の考え方の普及も必要である。

そのため、各種媒体を活用した情報提供にとどまらず、地区別説明会の開催等を通じた広報活動やアンケート調査の実施など創意工夫をもって、市民の理解と協力が得られるよう意識啓発に努めるべきである。

2 準備期間

有料化の導入に際しては、有料化の背景、目的、効果、実施内容並びにごみの減量及び排出方法等の周知が重要であることに鑑み、市広報紙及びホームページその他各種メディアを活用した情報提供、チラシ、パンフレット等の配布、地区別説明会の開催等を通じた広報活動により、その周知徹底に努めるべきである。

また、想定される新たな指定ごみ袋の調達と小売店への配送、既存指定ごみ袋の流通在庫の調整、回収などにも万全を期すことが必要である。

そのため、十分な準備期間を見込んだうえで、有料化の導入時期を適正に設定すべきである。

3 手数料

手数料の検討に当たっては、ごみ処理コスト等に基づく合理的な検討の下、市民の負担感にも十分配慮することが必要である。

また、廃棄物の適正処理に留意しつつ、業務改善による処理コストの削減をはじめ、より効率的・合理的な収集体系の構築等について一般廃棄物処理計画の見直し作業の中で検討するなど、不断のコスト削減に努めるべきである。

これとともに、生産者等による処理困難物の回収及び処理等の拡大、資源物の収集運搬に係る費用負担など、関係機関とともに拡大生産者責任制度の充実について国に働きかけるなど、コスト削減に努めるべきである。

(1) 手数料水準

手数料水準の検討に当たっては、先進事例によって得られた手数料水準とごみ減量化率の相関関係の知見等を踏まえながら、大きな減量効果が得られるよう留意するとともに、市民の負担感にも十分配慮すべきである。

(2) 用途について

手数料収入は、一義的には家庭系ごみ処理費用に充当するものであるが、意

識啓発，資源化率の向上及びごみ処理施設整備等の費用に充てるため，収入の一定割合を新たな基金に積み立てるなど，将来を見据えた使途について配慮すべきである。

4 他の施策との整合性の確保

有料化は，経済的インセンティブを活用したごみ減量・リサイクル促進施策であり，費用負担を伴う施策である。このため，本来の目的であるごみ減量化及び負担の公平化に留意しつつ，社会的弱者や他の施策との整合性に配慮した減免措置等，適切な対策を検討すべきである。

(1) 経済的弱者への対応

生活保護世帯等の経済的弱者対策について，配慮すべきである。ただし，より一層のごみ減量・リサイクル促進という有料化施策本来の目的についても考慮すべきである。

(2) 社会的要請への対応

少子高齢社会への対応として，乳児や身体的にハンディキャップを負う高齢者等の使用済み紙オムツ処理対策について，配慮すべきである。

(3) ボランティア活動への対応

行政と市民等の役割分担と協力・協働関係の構築について，配慮すべきである。特に，市民等による自主的な公園，道路その他公共施設等の清掃，美化活動等に係るごみの取扱については，ボランティア袋の配布と回収等について配慮すべきである。

(4) 緑化推進への対応

地球温暖化防止対策，潤いのある生活環境の保全のためには，緑化の推進が重要であり，それに伴う樹木の管理において発生する剪定枝の取扱について配慮すべきである。

5 不法投棄等対策

有料化は，ポイ捨て等の不法投棄及びごみ不適正排出等の増加要因としても作用することが考えられる。さらに，多くの市民が不法投棄の増加を懸念している状況にあり，適切な対策を検討すべきである。

(1) 監視体制の整備等

不法投棄監視員制度をはじめ，行政と市民等の役割分担と協力・協働関係を踏まえたパトロールの強化や意識啓発活動の充実等，不法投棄防止及びごみ不適正排出抑止策について検討すべきである。

また，違反者に対しては，厳正に対処すべきである。

(2) 行政の体制整備

不法投棄及びごみ不適正排出の増大が懸念される有料化導入当初に適正に対応するため、行政の十分な体制整備を検討すべきである。

(3) 不法投棄対策

行政と市民の役割分担と協力・協働関係を踏まえた生活環境の保全等の観点から、ポイ捨て等の不法投棄に伴う私有財産の管理と行政の関わりについて検討すべきである。

6 他団体との調整

本市は、利根町及び河内町と龍ヶ崎地方塵芥処理組合を組織して、一般廃棄物を共同処理している。

そのため、最終処分場の延命化や焼却施設への負担軽減のためには、両町におけるごみ減量施策の充実も重要であることから、両町への働きかけや施策の均衡にも配慮すべきである。

7 付帯的な事項

(1) ごみ減量の更なる推進

家庭系ごみ有料化施策は、ごみ減量化及び資源化率の向上に有効な施策であるが、より大きな効果を発揮するためには、既存施策の推進をはじめ、効果が期待される新たな施策を計画的に推進することが重要であるとの観点に立ち、ごみ減量計画の着実な実行が不可欠である。

家庭系ごみ

ア ごみ減量化のためには、分別徹底による資源物への転換が有効であり、特に、燃やすごみに大量の混入が認められる雑がみの分別促進に努めるべきである。

イ 資源物回収品目の拡充は、重要な観点である。一方で、中間処理施設や再生資源の流通ルート確保等が課題となる。

そのため、家庭における生ごみ堆肥化等の奨励に加え、資源化技術の開発動向や再生資源の需給動向等に留意しながら、一般廃棄物処理計画の見直し作業の中で検討し、資源物回収品目の拡充等に努めるべきである。

ウ 製品の製造・販売段階での取組は、重要な観点である。循環的利用が可能な製品の普及や過剰包装の抑制、資源物の自主回収の拡充等について、事業者及び消費者双方への意識啓発に努めるべきである。

事業系ごみ

事業者及び収集運搬業者に対する指導の強化は、重要な観点である。適正

排出の指導はもとより、いわゆる多量排出事業者制度の活用及び資源の分別回収ルート構築等に係る指導に努めるべきである。

環境教育の充実による意識啓発

より一層のごみ減量、リサイクル推進のためには、環境意識の向上が重要である。環境教育の対象は、子供から高齢者までと幅広いが、特に幼少期の環境教育の充実は、その後の生活習慣に大きな影響を及ぼすことが予想される。

そのため、小学生を対象に、総合的な学習の時間や課外活動において、身近なごみ問題をキーワードに、環境教育の充実について検討すべきである。

(2) その他の意見

本審議会委員から出された個々の意見等については、次のとおりである。

- ア 家庭系ごみ有料化は、ごみ減量化及びごみ処理費用の負担の公平化に資する有効な施策の一つであるが、ごみの不法投棄・不適正排出の増大が懸念されることから、その導入は慎重であるべき。
- イ まずは有料化以外の減量施策を優先実施し、それでも効果が認められない場合に有料化施策を導入すべき。
- ウ 有料化施策は、市民の大半が賛成した後、導入すべき。
- エ ごみの不法投棄・不適正排出に対しては、罰則規定を設けて厳しく対応すべき。
- オ 市が堆肥化事業を実施すべき。その際、実施可能なところから順次実施するなど、柔軟な対応が必要。